

改善報告書

2019年5月28日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿

イメージ情報開発株式
代表取締役社長 代永



この度、過年度決算短信及び四半期決算短信、並びに有価証券報告書及び四半期報告書（以下「過年度決算短信等」といいます。）の一部訂正の件について、有価証券上場規程第 502 条第 3 項の規定に基づき、その経緯及び改善措置を記載した改善報告書をここに提出いたします。



目 次

1. 経緯	3
(1) 過年度決算訂正の内容	3
(2) 過年度決算短信等を訂正するに至った経緯	9
① 不適切な会計処理が発覚した経緯	9
② 第三者委員会の設置	9
③ 第三者委員会から指摘され訂正した不適切な会計処理の概要及び決算訂正内容 ..	11
④ 会計監査人に指摘され追加で訂正した不適切な会計処理の概要と決算訂正内容 ..	12
(3) 不適切な会計処理の原因となった行為への関係者の関与状況及びその動機	13
2. 改善措置	14
(1) 原因分析	14
(2) 再発防止策について	16
(3) 改善措置の実施スケジュール	19
3. 投資家及び証券市場に与えた影響についての認識	19

1. 経緯

(1) 過年度決算訂正の内容

当社は、2018年12月14日付「第三者委員会設置に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、過去の連結財務諸表及び財務諸表に会計上の懸念があることについて外部から指摘を受け、事実関係を正確に把握して問題点を解明する必要があると判断したことから、当社と利害関係を有しない外部の専門家から構成される第三者委員会を設置し、当該懸案の事実関係の調査等を行い、2019年2月12日付で同委員会による調査報告書（以下、「調査報告書」といいます。）を受領いたしました。

その結果、コンサルティング事業の一部に関する売上計上及び株式会社北栄（以下「北栄」といいます。）に対する債権の貸倒引当金計上時期が不適切であり訂正すべきとの指摘を受けました。

そして調査報告書受領後、会計監査人から、2014年1月に締結した1年間のコンサルタント事業契約案件にかかる売上及び北栄を持分法関連会社とした際ののれん相当額の償却期間についても訂正すべきとの指摘を受けたため、調査報告書の指摘事項に加えて訂正することにしました。

以上を踏まえ、当社は、2014年3月期から2018年3月期までの有価証券報告書及び2014年3月期第3四半期から2019年3月期第2四半期までの四半期報告書について訂正を行いました。訂正した過年度決算短信等及び本件訂正が業績に及ぼす影響額については、以下のとおりです。

【訂正した過年度決算短信等】

・訂正を行った有価証券報告書

第39期	有価証券報告書	(自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)
第40期	有価証券報告書	(自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)
第41期	有価証券報告書	(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
第42期	有価証券報告書	(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
第43期	有価証券報告書	(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

・訂正を行った四半期報告書

第39期	第3四半期報告書	(自 2013年10月1日 至 2013年12月31日)
第40期	第1四半期報告書	(自 2014年4月1日 至 2014年6月30日)
第40期	第2四半期報告書	(自 2014年7月1日 至 2014年9月30日)
第40期	第3四半期報告書	(自 2014年10月1日 至 2014年12月31日)
第41期	第1四半期報告書	(自 2015年4月1日 至 2015年6月30日)
第41期	第2四半期報告書	(自 2015年7月1日 至 2015年9月30日)
第41期	第3四半期報告書	(自 2015年10月1日 至 2015年12月31日)

第42期	第1四半期報告書	(自 2016年4月1日 至 2016年6月30日)
第42期	第2四半期報告書	(自 2016年7月1日 至 2016年9月30日)
第42期	第3四半期報告書	(自 2016年10月1日 至 2016年12月31日)
第43期	第1四半期報告書	(自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)
第43期	第2四半期報告書	(自 2017年7月1日 至 2017年9月30日)
第43期	第3四半期報告書	(自 2017年10月1日 至 2017年12月31日)
第44期	第1四半期報告書	(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
第44期	第2四半期報告書	(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)

・訂正を行った決算短信

2014年3月期決算短信	(自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)
2015年3月期決算短信	(自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)
2016年3月期決算短信	(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
2017年3月期決算短信	(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
2018年3月期決算短信	(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

・訂正を行った四半期決算短信

2014年3月期第3四半期決算短信	(自 2013年10月1日 至 2014年12月31日)
2015年3月期第1四半期決算短信	(自 2014年4月1日 至 2014年6月30日)
2015年3月期第2四半期決算短信	(自 2014年7月1日 至 2014年9月30日)
2015年3月期第3四半期決算短信	(自 2014年10月1日 至 2014年12月31日)
2016年3月期第1四半期決算短信	(自 2015年4月1日 至 2015年6月30日)
2016年3月期第2四半期決算短信	(自 2015年7月1日 至 2015年9月30日)
2016年3月期第3四半期決算短信	(自 2015年10月1日 至 2015年12月31日)
2017年3月期第1四半期決算短信	(自 2016年4月1日 至 2016年6月30日)
2017年3月期第2四半期決算短信	(自 2016年7月1日 至 2016年9月30日)
2017年3月期第3四半期決算短信	(自 2016年10月1日 至 2016年12月31日)
2018年3月期第1四半期決算短信	(自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)
2018年3月期第2四半期決算短信	(自 2017年7月1日 至 2017年9月30日)
2018年3月期第3四半期決算短信	(自 2017年10月1日 至 2017年12月31日)
2019年3月期第1四半期決算短信	(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
2019年3月期第2四半期決算短信	(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)

【過年度決算短信等の訂正による連結業績への影響額】

過年度決算の本件訂正による連結財務諸表への影響額及び影響率は以下のとおりです。

単位：千円（千円未満切捨表示）

期間	項目	訂正前	訂正後	影響額	増減率(%)
第 39 期 (2014 年 3 月期) 第 3 四半期	売上高	562,144	562,144	—	—
	営業利益	△64,222	△64,222	—	—
	経常利益	△82,486	△92,697	△10,211	—
	四半期純利益	△64,094	△74,306	△10,211	—
	総資産	819,094	808,883	△10,211	△1.2
	純資産	561,250	551,038	△10,211	△1.8
第 39 期 (2014 年 3 月期) 通期	売上高	883,536	857,060	△26,476	△3.0
	営業利益	18,021	△8,728	△26,750	—
	経常利益	4,159	△43,012	△47,172	—
	当期純利益	12,632	△34,539	△47,172	—
	総資産	978,099	930,926	△47,172	△4.8
	純資産	639,503	592,331	△47,172	△7.4
第 40 期 (2015 年 3 月期) 第 1 四半期	売上高	182,551	188,851	6,300	3.5
	営業利益	△41,356	△35,056	6,300	—
	経常利益	△64,136	△68,047	△3,911	—
	四半期純利益	△64,337	△68,248	△3,911	—
	総資産	894,645	843,562	△51,083	△5.7
	純資産	575,314	524,231	△51,083	△8.9
第 40 期 (2015 年 3 月期) 第 2 四半期	売上高	358,165	370,765	12,600	3.5
	営業利益	△94,611	△82,011	12,600	—
	経常利益	△133,872	△141,694	△7,822	—
	四半期純利益	△124,438	△132,261	△7,822	—
	総資産	845,123	790,128	△54,994	△6.5
	純資産	506,039	451,044	△54,994	△10.9
第 40 期 (2015 年 3 月期) 第 3 四半期	売上高	571,669	590,569	18,900	3.3
	営業利益	△119,225	△99,825	19,400	—
	経常利益	△192,627	△203,860	△11,233	—
	四半期純利益	△149,914	△161,147	△11,233	—
	総資産	841,971	783,565	△58,405	△6.9
	純資産	480,050	421,644	△58,405	△12.2

期間	項目	訂正前	訂正後	影響額	増減率(%)
第40期 (2015年3月期) 通期	売上高	839,188	860,188	21,000	2.5
	営業利益	△92,365	△69,765	22,600	—
	経常利益	△178,907	△197,151	△18,244	—
	当期純利益	△76,706	△58,130	18,576	—
	総資産	921,408	917,258	△4,150	△0.5
	純資産	594,078	589,928	△4,150	△0.7
第41期 (2016年3月期) 第1四半期	売上高	222,598	222,598	—	—
	営業利益	△4,864	△4,564	300	—
	経常利益	△1,147	△847	300	—
	親会社株主に帰属 する四半期純利益	△1,430	△1,130	300	—
	総資産	865,418	861,568	△3,850	△0.4
	純資産	592,629	588,779	△3,850	△0.6
第41期 (2016年3月期) 第2四半期	売上高	647,985	647,985	—	—
	営業利益	26,579	16,534	△10,045	△37.8
	経常利益	24,302	△75,382	△99,685	—
	親会社株主に帰属 する四半期純利益	15,916	△83,768	△99,685	—
	総資産	1,091,804	987,968	△103,835	△9.5
	純資産	618,996	515,160	△103,835	△16.8
第41期 (2016年3月期) 第3四半期	売上高	977,903	977,903	—	—
	営業利益	49,813	36,199	△13,613	△27.3
	経常利益	39,650	△64,270	△103,921	—
	親会社株主に帰属 する四半期純利益	32,768	△71,152	△103,921	—
	総資産	981,468	873,397	△108,071	△11.0
	純資産	636,398	528,327	△108,071	△17.0
第41期 (2016年3月期) 通期	売上高	1,253,195	1,253,195	—	—
	営業利益	70,532	34,626	△35,906	△50.9
	経常利益	62,802	△155,887	△218,689	—
	親会社株主に帰属 する当期純利益	37,421	△181,268	△218,689	—
	総資産	983,078	760,239	△222,839	△22.7
	純資産	641,107	418,268	△222,839	△34.8

期間	項目	訂正前	訂正後	影響額	増減率(%)
第42期 (2017年3月期) 第1四半期	売上高	201,201	201,201	—	—
	営業利益	△14,339	△15,294	△955	—
	経常利益	△14,623	△15,686	△1,063	—
	親会社株主に帰属 する四半期純利益	△14,833	△15,896	△1,063	—
	総資産	871,432	647,528	△223,903	△25.7
	純資産	626,088	402,185	△223,903	△35.8
第42期 (2017年3月期) 第2四半期	売上高	470,078	470,078	—	—
	営業利益	△22,118	△22,461	△342	—
	経常利益	△20,791	△21,742	△951	—
	親会社株主に帰属 する四半期純利益	△24,760	△25,712	△951	—
	総資産	951,102	727,311	△223,791	△23.5
	純資産	616,148	392,357	△223,791	△36.3
第42期 (2017年3月期) 第3四半期	売上高	630,797	630,797	—	—
	営業利益	△40,897	△44,711	△3,813	—
	経常利益	△36,706	△63,367	△26,661	—
	親会社株主に帰属 する四半期純利益	△40,885	△67,546	△26,661	—
	総資産	871,868	622,367	△249,500	△28.6
	純資産	600,286	350,785	△249,500	△41.6
第42期 (2017年3月期) 通期	売上高	804,286	804,286	—	—
	営業利益	△49,139	△58,437	△9,298	—
	経常利益	△42,632	△75,737	△33,105	—
	親会社株主に帰属 する当期純利益	△255,123	△100,084	155,039	—
	総資産	662,160	594,360	△67,799	△10.2
	純資産	386,015	318,215	△67,799	△17.6
第43期 (2018年3月期) 第1四半期	売上高	161,285	161,285	—	—
	営業利益	△2,541	△2,541	—	—
	経常利益	△2,364	△2,364	—	—
	親会社株主に帰属 する四半期純利益	△2,542	△2,542	—	—
	総資産	623,755	555,955	△67,799	△10.9
	純資産	383,454	315,654	△67,799	△17.7

期間	項目	訂正前	訂正後	影響額	増減率(%)
第43期 (2018年3月期) 第2四半期	売上高	416,862	416,862	—	—
	営業利益	5,991	5,991	—	—
	経常利益	6,530	6,530	—	—
	親会社株主に帰属 する四半期純利益	△308,950	△242,475	66,474	—
	総資産	358,011	356,686	△1,325	△0.4
	純資産	76,949	75,624	△1,325	△1.7
第43期 (2018年3月期) 第3四半期	売上高	600,366	600,366	—	—
	営業利益	△2,388	△2,388	—	—
	経常利益	△1,661	△1,661	—	—
	親会社株主に帰属 する四半期純利益	△317,149	△250,674	66,474	—
	総資産	374,313	372,988	△1,325	△0.4
	純資産	73,000	71,675	△1,325	△1.8
第43期 (2018年3月期) 通期	売上高	815,110	815,110	—	—
	営業利益	4,434	5,759	1,325	29.9
	経常利益	5,576	6,901	1,325	23.8
	親会社株主に帰属 する当期純利益	△320,302	△252,502	67,799	—
	総資産	387,122	387,122	—	—
	純資産	73,309	73,309	—	—
第44期 (2019年3月期) 第1四半期	売上高	173,894	173,894	—	—
	営業利益	△38,923	△38,923	—	—
	経常利益	△39,004	△39,004	—	—
	親会社株主に帰属 する四半期純利益	△30,102	△30,102	—	—
	総資産	379,837	379,837	—	—
	純資産	58,823	58,823	—	—
第44期 (2019年3月期) 第2四半期	売上高	348,955	348,955	—	—
	営業利益	△53,777	△53,777	—	—
	経常利益	△53,791	△53,791	—	—
	親会社株主に帰属 する四半期純利益	△61,907	△61,907	—	—
	総資産	360,736	360,736	—	—
	純資産	69,835	69,835	—	—

※ 第44期第1四半期及び第2四半期の訂正は、比較情報として記載された内容の訂正です。

(2) 過年度決算短信等を訂正するに至った経緯

① 不適切な会計処理が発覚した経緯

2018年12月14日付「第三者委員会設置に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、コンサルティング事業における一部案件に関する売上計上の妥当性、北栄に関連する貸倒引当金の計上時期及びのれんの償却に関する会計上の懸念並びに持分法適用除外是非の懸念がある旨の外部からの指摘を受けました。

当社は、当該指摘を受け、当社から完全に独立した立場から、客観的な調査結果に基づく事実の究明及びそれに応じた再発防止策の提言をいただくことを目的として、外部の専門家による第三者委員会を設置いたしました。

② 第三者委員会の設置

イ. 第三者委員会の構成

委員長 浜田 卓二郎 弁護士 (弁護士法人浜田卓二郎事務所)

委員 田辺 一男 弁護士 (大原法律事務所)

委員 志目 健二 公認会計士(志目公認会計士・税理士・行政書士事務所)

委員補助者 成田 まどか 公認会計士 (TF公認会計士共同事務所)

ロ. 第三者委員会設置の経緯

当社は、外部からの指摘により、当社における不正会計の可能性を認識したことから、客観的かつ専門的な見地により、会計処理に疑義のある取引等について、独立性を確保した調査委員会による調査を行い、事実関係を正確に把握して問題点を解明する必要があると判断したことから、2018年12月14日付で当社の過年度決算における不適切な会計処理等に係る事実確認等を目的として、当社と利害関係を有しない外部の専門家から構成される第三者委員会を設置しました。

ハ. 調査の目的

当社が外部から指摘された不正会計の可能性にかかる問題点の調査を行い、事実関係を把握したうえで、当社が行った会計処理が適切であったか判断し、その判断を踏まえて、当社が行うべき適切な会計処理について検討を行ない、それらを踏まえ、再発防止策を提言することを目的としました。

ニ. 調査対象期間

2014年3月期第3四半期から2019年3月期第2四半期まで

ホ. 調査方法

第三者委員会は、当社関係者及び外部関係者から開示された資料、当社関係者及

び外部関係者に対する事情聴取並びに一般に入手可能な公開情報に基づき調査を実施しております。その具体的な調査方法は以下のとおりであります。なお、第三者委員会の調査は、任意調査の性質による制約があります。

(イ) 資料等

第三者委員会は、当社の会計処理に疑義が生じる可能性のある取引等を確認するために、各種議事録、契約書、財務諸表、経理関係書類、社内規程類及び電子データ等の調査を実施しております。

(ロ) 当社関係者及び外部関係者からの事情聴取

第三者委員会は、本調査対象事項に関わりを有すると思われる当社関係者及び外部関係者に対する事情聴取を実施しております。

へ. 第三者委員会による調査の期間

2018年12月14日～2019年2月12日

ト. 外部から指摘され第三者委員会が調査を実施した問題点の概要

(イ) 2014年3月期決算において計上したa社に対するコンサルタント売上について、2015年3月期以降に本来は計上されるべき人材派遣業務の対価としての報酬をコンサルタント業務の報酬に置き換え、不正に2014年3月期に前倒計上したのではないかという指摘

(ロ) 2015年9月にb社に対するコンサルタント報酬を回収したとして会計処理を行っているものの、実際は、当社代表取締役代永衛氏(以下「代永氏」という。)が直接当社に報酬相当額を持ち込み支払ったものであるため、報酬の売上計上は架空のものではないか、仮に報酬の売上計上に問題が無いとしても、代永氏からの支払いを以て回収したものとした会計処理は適正なものではなかったのではないかとこの指摘

(ハ) b社の代表取締役が代表取締役を兼任している北栄と当社との間において、b社がコンサルタントの対価としての報酬を当社に支払えば、それを北栄のコンサルタント報酬の支払いに充て免除する趣旨と解釈され得る合意が存在していることから、b社とのコンサルタント契約関係は実態を伴わない架空のものではないか、また2015年9月の北栄による売上債権の支払は、代永氏が必要資金を北栄に貸付をして弁済がなされたものであることから、対北栄債権に貸倒引当金を計上しなかった会計処理は不適切ではないかという指摘

(ニ) 2013年8月に北栄株式を取得して持分法適用関連会社とした後、当初はのれん相当額の償却期間を5年としていたにもかかわらず、その後償却期間を10年に変更していることは、利益をより多く計上する不正の意図による操作であり、不適切な会計処理ではないかという指摘

- (ホ) 当社が北栄株式を譲渡し、持分法適用関連会社から除外したことについて、株式の譲渡先に代永氏から譲渡価額とほぼ同額の金銭が貸付けられている等の事情から、当社が北栄に対する影響力を変わらず維持しつつも、北栄を持分法適用関連会社から除外し特別利益を計上する目的であり、持分法適用除外は不適切な会計処理ではないかという指摘
- (ヘ) 当社の100%子会社のイクオス株式会社（現株式会社ヴァージンメディカル）の原価率が2014年1月以降大幅に減少していることから、作為的に利益計上を行った不適切な会計処理ではないかという指摘
- (ト) 未回収の売上債権の連帯保証人が代表取締役となっている会社に対するコンサルタント契約について、コンサルタントの業務の実態が疑わしく、架空の売上計上ではないかという指摘

③ 第三者委員会から指摘され訂正した不適切な会計処理の概要及び決算訂正内容

イ. 北栄の債権に対する貸倒引当金計上時期（上記1. (2) ② ト. (ハ) の指摘事項）

2015年9月に北栄より一部返済を受けたことにより、2017年3月期まで貸倒引当金を計上しなかったことに対し、調査報告書では、2015年9月の返済は、当社代表取締役である代永氏からの資金提供によるものであり、北栄の保有資金によるものではなかったことから、2015年9月末時点で北栄の財政状態及び経営成績の状況等は改善しておらず、依然として残債権について回収可能性に懸念があるものとし、2015年9月末時点で支払期限到来済の未回収債権が存在した場合、その債権額について25%、2016年3月末時点で50%の貸倒引当金を計上するとした社内ルールに従って貸倒引当金を計上するべきとの指摘を踏まえ、2016年3月期第2四半期末日現在の債権残高の25%の貸倒引当金を計上し、2016年3月期末日現在の同残高の50%相当額まで積み増しし、2018年3月期第2四半期に同残高全額まで積み増しする処理へ訂正いたしました。

ロ. コンサルティング売上の取消（上記1. (2) ② ト. (ト) の指摘事項）

当社は、2014年3月期に5,476千円の売上を計上していましたが、調査報告書では、本契約は破産更生債権となっていた債権の連帯保証人が代表取締役を務める取引先との契約で、かつ破産更生債権と同額の契約であり、さらに記載されている当該コンサルタント活動を示す明確な資料がなく、実態が把握できない以上、当該売上及び売掛金を取り消す必要があるという報告内容を踏まえ、当該売上を取り消す訂正を行いました。

なお、当該コンサルタント業務委託契約の支払いがなされた金額については、破産更生債権への入金として訂正を行いました。

④ 会計監査人に指摘され追加で訂正した不適切な会計処理の概要と決算訂正内容

第三者委員会から指摘され訂正した上記③に掲げた項目に加え、会計監査人より以下の2点についても訂正の必要があるとの指摘を受け、訂正を実施しました。本指摘事項に関しましては、第三者委員会からの訂正指摘事項ではありませんでしたが、訂正の正当性を認知いたしました。

イ. コンサルティング売上の人材派遣売上への訂正（上記1. (2) ② ト. (イ) の指摘事項）

当社は、a社との間で2012年より人材派遣契約を締結し人材派遣を行っていたところ、2014年4月から2015年1月までは人材派遣契約の締結を行わない一方で、2014年2月1日にコンサルティング業務委託契約を締結しました。

そして、2014年1月までは人材派遣契約に基づき月毎に売上計上を行っていましたが、2014年3月期に2014年2月の情報セキュリティ技術セミナーの開催をもって上記委託業務が完了したとして人材派遣報酬予定額の12ヶ月分と同額のコンサルティング売上25,200千円を計上しました。なお、2015年1月以降は人材派遣契約を再開し、月毎に売上を計上しました。

調査報告書では、当該コンサルティング業務は実態があるものであり、また当社従業員がa社で継続して業務を行っていたのはコンサルティング業務委託契約で定める業務のアフターフォローであるとの見解が示され、会計処理に不適切な点はないとの結論でした。

しかし、会計監査人から、A氏が作成した電子書面に当該コンサルティング契約が2014年3月期の決算対策の一つとして記載されていたこと、結果としてコンサルティング業務のアフターフォローは人材派遣業務とほぼ変わらない実態であることから、人材派遣契約が継続していたとして月毎に売上計上すべきとの指摘を受け、2014年3月期は2か月分相当の売上金額に減額し、10か月分を2015年3月期の人材派遣売上とする訂正を行いました。

ロ. 北栄ののれん相当額の償却期間（上記1. (2) ② ト. (二) の指摘事項）

当社は、2013年8月に北栄の発行済株式の50%を取得し、持分法適用関連会社化し、持分法適用後最初の決算である2014年3月期第2四半期では、北栄から提示された事業計画に基づきのれん相当額の償却期間を5年として会計処理を行い、同第3四半期決算時に北栄から提示された事業計画に対し業績が著しく下回る実績であったため、のれん相当額の償却期間を10年に変更していました。

調査報告書では、2014年3月期第2四半期末時点においては、北栄から示された見積りに従って償却期間を決定し、同第3四半期になって、実績という新たに入手可能な情報に基づいて、合理的な金額を算出したものであり不適切な会計処理にはあたらないという結論でありましたが、会計監査人から、償却期間の変更

については、新たな監査証拠から、10年への変更は利益操作目的であるとの指摘を受けたため2014年3月期第3四半期に遡ってのれんの償却期間を5年として訂正いたしました。

(3) 不適切な会計処理の原因となった行為への関係者の関与状況及びその動機

① 代永氏

イ. 北栄の債権に対する貸倒引当金計上時期（上記1. (2) ③ イ. の訂正事項）

2015年3月期第2四半期決算において、北栄債権に対する貸倒引当金計上が回避されたのは、代永氏から北栄に貸付けされた資金が当社へ返済されたものでした。

北栄案件は、代永氏主導で行われてきたことがあり、本貸倒引当金を計上することで会社に迷惑をかけたくないという思いで実行されました。

ロ. コンサルティング売上の取消（上記1. (2) ③ ロ. の訂正事項）

取引先の代表取締役とは長年の友人であり、過去経営面や資金面で代永氏が支援した経緯がありました。売買契約の連帯保証人として負担していた債務が履行されると同様の効果を企図して、これまで行ってきた経営支援を理由として同額のコンサルタント契約を締結しました。

② 元常務取締役A氏

コンサルティング売上の人材派遣売上への訂正（上記1. (2) ④ イ. の訂正事項）

A氏自ら実施したa社製品の拡販活動に対する契約締結を主導の立場で行いました。当時代永氏は、高収益事業としてコンサルティング事業の拡大を方針としており、A氏はこの方針に従い2014年3月期決算を黒字決算とするため、本売上計上を行いました。

③ 佐藤常務取締役（以下「佐藤氏」という。）

イ. 北栄の債権に対する貸倒引当金計上時期（上記1. (2) ③ イ. の訂正事項）

佐藤氏は、代永氏から北栄債権の返済金として代永氏から直接小切手で受取り、その入金処理を経理担当に指示しました。

ロ. コンサルティング売上の人材派遣売上への訂正（上記1. (2) ④ イ. の訂正事項）

a社とのコンサルタント業務委託契約書には、支払方法等の記載がなく、佐藤氏は総務部門担当責任者として、本契約書に付随する覚書の作成を行い、a社との契約内容についての打合せを行いました。

ハ、北栄ののれん相当額の償却期間（上記1. (2) ④ ロ. の訂正事項）

佐藤氏は、経理部門担当責任者として、持分法適用会社化の時点で北栄の事業計画から2014年3月期第2四半期決算において、のれん相当額の償却年数を5年とする判断を行いました。決算取りまとめのため、月次で北栄の経営状況を把握することになり、監査法人に相談の上、2014年3月期第3四半期決算から同償却年数を10年に変更して決算開示を行いました。

④ その他の取締役、監査役等

その他の取締役、監査役等については、特段不適切会計に直接関与した事実は認められませんでした。

2. 改善措置

(1) 原因分析

不適切な会計処理が発生した原因は、以下のように分析しております。

① 経営陣のコンプライアンス意識の欠如

代永氏が資金回収のため安易に実態と異なるコンサルティング契約を締結し売上計上したことや、当社に対する債務を北栄が弁済するために自己資金を用いることに躊躇がない等、会社として決定すべき事項に対しても自己責任のもと個人的な判断になる傾向があること、また、元常務取締役A氏による不正な売上げの計上などは、上場会社の経営者として必要なコンプライアンス意識の欠如によるものと分析しています。

② 代永氏への権限集中と取締役会による牽制機能の不全

代永氏は近親者を含めると支配株主であり、何としても当社を立派な会社にするという思い入れが強い反面、自己の方針で会社の重要事項を独断的に決定しようとする傾向がありました。当社の取締役会は以下のような問題から、代永氏を牽制できず機能不全に陥っていたと分析しています。

イ. 取締役会の体制面での問題

北栄への出資を決定した当時の取締役の人数は3名で代永氏と更に1名の取締役が出席すれば取締役会が成立し決議が可能な体制であり、代永氏を牽制できる体制にありませんでした。

また、2016年12月から2018年9月までの期間を除き社外取締役不在の体制であり、代永氏を牽制できる取締役会の構成となっていませんでした。

ロ. 取締役会の運営方法の問題

北栄への出資や貸付けの決定にかかる取締役会決議は、代永氏の意向を受けて代永氏とA氏で決定し、他の取締役や監査役は検討時点で相談を受けない、知らされ

ない、あるいは事後に取締役会等で報告される運営が行われていました。その他も、2014年～2015年当時は代永氏とA氏、その後は代永氏と佐藤氏で決定される事項が多く、取締役会の運営方法に問題があったと分析しています。

③ 会計基準の理解不足

当社の経営管理室長の佐藤氏は当社入社までの期間に、経理業務を経験したことはなく、社内に会計に精通した人材もいませんでした。そのため、北栄ののれん相当額の償却期間の変更について、本来は減損処理を検討すべきであったことを認識できていませんでした。

④ 管理部門の人員体制の問題

当社は、管理部門の要員数が極めて少数で、佐藤氏が人事、経理、財務等の管理部門全ての責任者を兼務し、人事・総務、経理担当以外の内部統制や法務部門業務等の実務担当者も担う状況になっており、適切な管理を行うために必要な管理部門の人数が不足している状況でした。

⑤ 出資時の調査不足

北栄に出資する際、北栄は債務超過でしたが、当社は北栄に対してデューデリジェンスを実施していませんでした。そのため、出資決定時は北栄から提示された事業計画に基づきのれん相当額は5年間で十分に回収可能と判断しましたが、その後、実際の業績とは乖離が大きいことが判明し計画の実行可能性が乏しいことが明らかになりました。

⑥ 稟議決裁方法の問題

職務権限規程では、社長不在の際で緊急の場合には、役付取締役が代行できるとしていますが、a社とのコンサルタント業務委託契約書締結は、A氏が交渉・担当している案件について、A氏の決裁印のみで決裁されており実質的に自己決裁となっていました。また、当社では社長不在の場合が多く、役付取締役による代行決裁が多数行われていたという状況にもあり稟議の運用方法に問題がありました。

⑦ 監査法人との関係

現在の監査法人は2008年から10年以上にわたり監査契約を締結しており、当社側は、長期にわたる関係から多少の無理はきいてもらえるという意識がありました。

一方で、当社は、訂正に係る事項について、重要な資料、データは全て監査法人に提出し、都度判断の是非を確認して処理していましたが、監査法人から特段の指摘を受けていなかったと認識しています。

(2) 再発防止策について

第三者委員会の調査報告書及び当社自身の分析を踏まえ、下記のような再発防止策を実施します。

① 代表取締役の変更 (2. (1) ①②に対応)

代永氏は代表取締役を退任し、代表取締役を代永氏の長男である代永拓史氏とすることを予定しています。

代永氏は、代表取締役が創業者かつ支配株主でありコーポレート・ガバナンスが機能しづらい状況を解消するために取締役会を刷新することと、過年度訂正を実施した責任をとるため取締役退任の意向を表していましたが、代永拓史氏から体制が確立するまでの支援の要請を受け、代永氏の取締役任期があと1年あることから残留することになりました。なお、代永氏は、最長2年間で限度に新代表取締役を支援し、その後は取締役を退任する予定であることを明言しています。

代永拓史氏は、他の新任役員からの支援を受け、合議制の確立と不適切な会計処理の撲滅を図る意思がある旨表明しています。また、同氏は現在他のIT企業の取締役就任していますが、非常勤であり、当社の経営者として支障はないこと、及び利益相反の取引の可能性はない事業であるとのこと。

② 取締役会におけるコーポレート・ガバナンス体制の確立 (2. (1) ②に対応)

イ. 取締役会の体制整備

取締役を増員し取締役5名の体制といたします。なお、上記2. (2) ①に記載のとおり、創業者である代永氏及びその実子が取締役となるため、代永親子以外の取締役を3名とすることで、代永親子だけでは取締役会の開催・決議ができない構成とします。

ロ. 社外取締役の選任

取締役5名のうち2名を社外取締役とする体制といたします。なお、2019年6月26日開催予定の定時株主総会に提案する社外取締役候補者は、以下の2名を予定しています。

氏名	期待する役割等
矢 治 正 司	都市銀行出身の支店長経験者で、ファイナンスの知識と経験を發揮いただくことに加え、ガバナンスの強化となる知見を期待しています。

氏名	期待する役割等
小山 脩	大手企業から、当該企業のIT事業子会社に転籍後に代表取締役の経歴を有しており、同業界の人脈を期待するとともに、コンプライアンス意識の醸成の一助を期待しています。

ハ. 取締役会運営方法の改善

各取締役及び監査役への取締役会議案資料を事前に配布し、懸念のある議案に対する意見交換を活発に行える運営を徹底します。

③ 役員のコンプライアンスの徹底 (2. (1) ①に対応)

上場会社役員として常にコンプライアンス及びガバナンスに対する意識を高く保つため、年2回程度、顧問弁護士等によるコンプライアンス、ガバナンス研修を継続的に実施します。

また、2019年6月開催の定時株主総会において社外取締役に就任予定の2名は、コンプライアンスが徹底されている企業の出身者であり、決算訂正に至ったこれまでの状況を詳細に説明し、独立役員として客観的な判断を取締役会で示していただくことを約束しており、コンプライアンス意識の徹底についてその役割を担っていただけるとの確認をしました。

④ コンプライアンス委員会の実効性確保 (2. (1) ②に対応)

コンプライアンス委員会の位置づけを明確にし、目的が達成できる構成となるようメンバーを選任します。

目的	経営及びコンプライアンス上の対応すべきリスク情報を把握し、対応を検討する。
構成メンバー	法務、会計の専門家を含めた構成とする。
実施概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業買収や資金調達等の重要な経営課題については、取締役会決議に先立ち委員の意見を聴取する。 ・ 四半期決算ごとに定期的に会計監査人とディスカッションを実施し、監査上の指摘事項を聴取するとともに、リスク情報について意見を共有する。 ・ 懸念事項に関して的確な対応を図るとともに、指摘事項については取締役会で報告し、役員全員で共有化する。

⑤ 管理部門の体制強化 (2. (1) ③④に対応)

イ. 内部監査室長の採用

当社の内部監査室長は、営業担当者が兼任していましたが、外部から人材を登用し、内部監査室長に就任することが内定しています。現在は他社に就業中で、当社が新たな体制となる株主総会開催日（2019年6月26日）に当社に入社することになっています。内部監査室長は、定期的な内部監査業務に加え、契約書の点検等により、当社事業に関連する法令に対する違反がないかの点検の業務を行います。これにより、従来は佐藤氏に集中していた業務を適切な役職者に委譲し、佐藤氏が適切に業務を実行するための時間を確保します。

ロ. 弁護士事務所との顧問契約の再開

弁護士事務所と顧問契約を再開し、連携を充実させることで法務面で十分な検討が行えるようにいたします。

ハ. 会計基準等に関する研修の実施

経理担当部門構成員に対して、必要な会計基準等に関する外部研修受講計画を定めこれを受講させることで、必要な会計知識の習得を行います。

⑥ 資本出資時の社内規程の新設 (2. (1) ⑤に対応)

現在の職務権限規程では、他社への投融資の重要な事項は取締役会決議と規定されていますが、今般の出資前の調査不足の発生原因に対する再発防止策として以下を明確に規定します。

- ・デューデリジェンスの履行
- ・取締役会での説明事項の設定（事業計画等）
- ・出資後の管理体制

⑦ 稟議決裁制度の改定 (2. (1) ⑥に対応)

稟議規程を改定し、代理決裁を行った場合には、決裁後に正式な決裁者の承認決裁を受けることを追加しました。

⑧ 会計監査人の交代 (2. (1) ⑦に対応)

2019年度より会計監査人を新たに選任する議案を2019年6月26日開催の株主総会の議案とすることを本日取締役会で承認しました。

新任の会計監査人は監査法人アリアであり、現会計監査人であるアスカ監査法人の当社での長年の継続監査から、当社と会計監査人との関係を緊張感のあるものとし、監査法人アリアによる新たな視点での監査が期待できるとの監査役会からの意見により、適

切であると判断したものです。

今後、四半期ごとに課題の有無について会計監査人から説明を受けることを定例化し、課題を適時に把握できるようにいたします。

(3) 改善措置の実施スケジュール

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
① 代表取締役の変更	候補者選定	決定					
② 取締役会におけるコーポレート・ガバナンス体制の確立							
イ. 取締役会の体制整備	候補者選定、折衝	決定			運用		
ロ. 社外取締役の選任	候補者選定、折衝	決定			運用		
ハ. 取締役会運営方法の改善				実施			
③ 役員のコンプライアンスの徹底		研修			研修		
④ コンプライアンス委員会の実効性確保	選定	決定	立上	開催	必要都度開催		
⑤ 管理部門の体制強化							
イ. 内部監査室長の採用	候補者選定、折衝	登用			運用		
ロ. 弁護士事務所との顧問契約の再開	弁護士事務所説明 契約締結				運用		
ハ. 会計基準等に関する研修の実施	計画			計画的な受講			
⑥ 資本出資時の社内規程の新設		新設			運用		
⑦ 稟議決裁制度の改定		改定			運用		
⑧ 会計監査人の交代	候補者選定、折衝	決定			運用		

3. 投資家及び証券市場に与えた影響についての認識

この度の不適正な会計処理により、過年度決算を訂正することとなり、株主・投資家をはじめ取引先及び市場関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、上場会社として重大な責任があると深く反省しております。

当社といたしましては、本件を厳粛に受け止め、全社を挙げてコンプライアンス意識を高めるとともに、再発防止策の実行及び内部管理体制を再構築し、信頼の回復に努めてまいります。

以上